

環境報告書

■産業廃棄物の確認

- ・ 排出事業者の担当者様立ち会いのもと、収集運搬指示書に基づき以下の項目を確認しております。

①産業廃棄物の種類及び量

②分別状況、安定化処理及び安全対策の状況

③マニフェストの記載状況

- ・ マニフェストの記載内容と廃棄物の整合性の確認
- ・ 廃棄物の性状等の情報が判らない場合や、容器の破損、漏洩等があった場合原則として、廃棄物を受領しない事。
- ・ 運搬、処理後のマニフェストは台帳に記載し、マニフェストと共に、5年間保管しております。